

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十三号）の施
行期日を平成十九年十二月一日とすること。

政令第 号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成十九年十二月一日とする。

理由

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

◎ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年六月十三日法律第八十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定、第七条第三項の改正規定、第九条第三項の改正規定（「食料・農業・農村政策審議会」の下に「及び中央環境審議会」を加える部分に限る。）並びに附則第六条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 定義

この法律において「熱回収」とは、次に掲げる行為をいうものとする。

一 自ら又は他人に委託して食品循環資源を熱を得ることに利用すること（食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものに限る。）。

二 食品循環資源を熱を得ることに利用するために譲渡すること（食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものに限る。）。（第二条第六項関係）

第二 食品廃棄物等多量発生事業者に対する定期報告義務の創設

一 食品関連事業者であつて、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量が政令で定める要件に該当するもの（以下「食品廃棄物等多量発生事業者」という。）は、毎年度、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し、主務大臣に報告しなければならないものとする。

（第九条第一項関係）

二 一に規定する食品関連事業者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量には、定型的な約款によ

る契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業であつて、当該事業に係る約款に、当該事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の処理に関する定めであつて主務省令で定めるものがあるものを行う食品関連事業者にあつては、加盟者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量を含むものとする事。

（第九条第二項関係）

第三 再生利用事業計画

一 再生利用事業計画について、再生利用事業の実施、当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用及び当該特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物、当該農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品その他の主務省令で定めるもの（以下「特定農畜水産物等」という。）の利用に関する計画とともに、当該計画の記載事項として次に掲げるものを追加すること。

- (一) 特定農畜水産物等の食品関連事業者による利用に関する事項
- (二) 再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を行う者及び当該収集又は運搬の用に供する

施設

（第十九条第一項及び第二項関係）

二 主務大臣は、一の申請があつた場合において、その再生利用事業計画が、従来の要件に加え、次のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(一) 特定農畜水産物等の生産量のうち、食品関連事業者が利用すべき量として特定肥飼料等の利用の状況その他の事情を勘案して主務省令で定めるところにより算定される量に見合う利用を確保する見込みが確実であること。

(二) 一の(二)に規定する者及び施設が主務省令で定める基準に適合すること。 (第十九条第三項関係)

三 再生利用事業計画の認定の取消しに関し所要の規定を設けること。 (第二十条第二項関係)

第四 廃棄物処理法の特例

一 第三の一の認定を受けた食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬（一般廃棄物の収集又は運搬に該当するものに限る。以下同じ。）を業として行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができるものとする。 (第二十一条第二項関係)

二 一に規定する者は、廃棄物処理法第七条第十三項、第十五項及び第十六項、第七条の五並びに第十九条の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者とみなすものとする事。

（第二十一条第三項関係）

第五 その他

一 主務大臣は、基本方針若しくは食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、若しくはこれらを改定しようとするとき、又は食品循環資源の再生利用等の取組が著しく不十分な食品廃棄物等多量発生事業者に対する命令を行おうとするときは、食料・農業・農村政策審議会に加え、中央環境審議会の意見を聴かなければならないものとする事。（第三条第三項、第七条第三項及び第十条第三項関係）

二 その他所要の規定の整備を行う事。

第六 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。

（附則第一条関係）

二 食品廃棄物等多量発生事業者は、この法律の施行の日の属する年度に係る食品廃棄物等の発生量及び

食品循環資源の再生利用等の状況に関し、第二の一の報告をすることを要しないこと。

(附則第二条関係)

三 その他所要の経過措置を規定するほか、関係法律について所要の規定を整備すること。